

羽曳野市広告代理店募集要項

1. 業務名

羽曳野市ウェブサイトバナー広告掲載業務
羽曳野市「広報はびきの」広告掲載業務

2. 業務目的

財政収入（自主財源）の確保と地域産業の振興などを図るため、市公式ウェブサイトや広報紙に掲載する広告を取り扱う広告代理店を募集します。

3. 業務内容

別紙「羽曳野市広告掲載要綱」に従い、市公式ウェブサイトや広報紙に掲載する広告主の獲得及びバナー広告の作成業務。

4. 応募資格

市に代わり広告主を獲得するため、広告代理店を複数者募集します。ただし、次の資格を満たさない場合は応募ができません。

- (1) 応募者は大阪府内に事業所、営業所又は事務所を有し、契約期間中、安全円滑に事業を運営できる法人又はその他の団体であること。
- (2) 応募者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しないもの
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
 - ③羽曳野市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの
 - ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの（本市の取消しに限定しない。）
 - ⑤国税若しくは地方税を滞納しているもの
 - ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - ⑦令和7年2月1日を基準とし1年以内に官公庁での当該業務実績がないもの
 - ⑧役員又は代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - ⑨役員又は代表者が羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

5. 業務仕様

(1) サイトバナー広告

項目	仕様	備考
掲載場所	ウェブサイトトップページの所定の欄。	欄内の枠については市が決定。
形式	GIF 形式、JPG (JPEG) 形式、PNG 形式での掲載。	アニメーション GIF 形式、透過 GIF 形式などは不可。
広告枠	上限なし	代理店が複数となった場合は、調整があります。
サイズ	縦 90 ピクセル横 225 ピクセル。	
市への納付額	1 枠 1 カ月あたり 7,000 円。	広告料金の支払は掲載月の末日まで。
広告掲載期間	基本は 1 カ月単位とする。	契約は単年度とするため、年度をまたぐ期間で継続掲載の受付はできません。
納品形態	電子メールでのデータ納品。	最終校正終了後のデータ。
納品期限	掲載月の前月 7 日までにデータで納品。(同月 1 日までに件数の報告が必要。)	広告内容に問題があった場合は修正を求めます。※改善できない場合は掲載できません。

(2) 広報紙への広告

項目	仕様	備考
掲載場所	広報紙指定掲載枠。	位置などについては市が決定。
形式	Windows10 Adobe Creative Cloud (Illustrator)	市への提出は、そのまま本市の広報編集用パソコンで広報原稿に貼り付けることができる形式のファイルとする。
広告枠	最大 10 枠。	代理店が複数となった場合は、調整があります。
カラー	カラー刷り (CMYK)	
サイズ	天地 50 mm、左右 188 mm。	
市への納付額	1 枠あたり 40,000 円。	広告料金の納付は掲載月の末日まで。
広告掲載期間	基本は 1 カ月単位とする。	契約は単年度とするため、年度をまたぐ期間で受付はできません。
納品形態	電子メールでのデータ納品。	最終校正終了後のデータ。
納品期限	掲載月の前月 7 日までにデータで納品。(同月 1 日までに件数の報告が必要。)	広告内容に問題があった場合は修正を求めます。※改善できない場合は掲載できません。

羽曳野市のウェブサイトバナーや広報紙への広告掲載にあたっては、事前に広告案を作成し、市と協議が必要です。「羽曳野市広告掲載要綱」に反するものについては掲載できません。その場合には、広告取扱業者が責任を持って広告主に説明してください。

6. 提出受付等

提出場所

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所 本館3階

羽曳野市政策企画部 都市魅力戦略課 広報担当

TEL : 072-958-1111 (内線 3340・3333) FAX : 072-957-5995

E-mail : kouhou@city.habikino.lg.jp

羽曳野市ウェブサイト <https://www.city.habikino.lg.jp/>

提出方法

郵送（簡易書留等、記録が残る方法を推奨）又は宅配便、若しくは持参。

提出期限

令和8年3月2日（月）から同年3月19日（木）までの平日9:00～17:30まで。

次の書類を**令和8年3月19日（木）17:30**までに提出してください。

区分	提出書類	備考
1	羽曳野市広告代理店申込書	別紙…様式第1号
2	役員名簿	別紙…様式第2号
3	資格審査申請書	別紙…資格審査申請書
4	業務経歴書	様式不問
5	印鑑証明書（写し可）	法務局発行 ※令和7年12月1日以降の発行に限る
6	納税証明書（写し可）	法人税・消費税（その3の3）（税務署発行） ※令和7年12月1日以降の発行に限る 新型コロナウイルス感染症等の影響により税等の徴収猶予を受けている場合、納税証明書の提出に代えて、以下のいずれかの書類を提出すること。 ・納税の猶予許可通知書 ・納税証明書（その1）
7	登記簿謄本（写し可）	法務局発行 ※令和7年12月1日以降の発行に限る
8	広告内容の審査方法に関する書類	様式不問

留意事項

- 提出された書類は返却しません。
- 提出書類のサイズは、やむを得ない場合を除き、**原則 A4** とします。
- 必要に応じて追加資料を求めることがあります。
- 提出書類は羽曳野市情報公開条例（平成12年羽曳野市条例第42号）に基づく開示請求があった場合、同条例に定めるところにより公開する場合があります。
- 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- 次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。
 - ・提出書類に虚偽の記載や問題などがあった場合

- ・提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ・その他不正行為があった場合

○**4. 応募資格** ⑧又は⑨に該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会することがあります。

7. その他について

- 当該事業は広告代理店1者のみと契約するものではありません。
- 広告代理店の応募が多数の場合は抽選もしくは提出された書類で選考します。抽選日程等は後日連絡いたします。(広告代理店は複数者募集予定)
- 業務の仕様については変更する場合があります。
- 契約期間は4月1日開始を予定しております。しかし、羽曳野市ウェブサイトバナー広告掲載業務については4月1日開始の広告主がある場合の準備行為があるため調整します。
- 広告代理店の決定をした後に、役員又は代表者が**4. 応募資格** ⑧又は⑨に該当することが判明した場合は、その決定を取り消します。